

保育所・幼稚園・認定こども園との相違

保育所：児童福祉法に基づいた児童福祉施設で、0歳児～就学前の乳幼児を、保護者が働いているか、病気や親族の介護などのために、家庭で十分

な保育を行うことが出来ない場合に保護者に代わって保育することを目的とします。

保育を必要とする基準を満たす場合に入所を希望できます。

1日11時間を標準とし19時まで保育を行う。

幼稚園：学校教育法に基づいた教育施設で、3歳児～就学前の幼児を、義務教

育及びその後の教育の基礎を培うために保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とします。

お子様の年齢が達していれば誰でも入園を希望できます。

1日4時間を標準。

教育時間の前後に預かり保育を実施する幼稚園もあります。

幼保連携型認定こども園：(学校かつ児童福祉施設)

幼稚園と保育所の役割を併せ持つ単一の施設。

就学前の子どもに幼児期の教育・保育を一体的に提供する。

地域における子育て支援を行う機能をもつ施設。

すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能。

親の就労状況に捉われず、子どもが育つ場。

設置主体：国、自治体、学校法人、社会福祉法人

開園日・開園時間：日曜・祝日以外、1日11時間開園することを原則とし、就労の状況等の地域の実情に応じ、各施設の判断で弾力的に運用することを可能。

幼稚園型認定こども園：[学校（幼稚園＋保育所機能）]

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えている施設。

設置主体：国、自治体、学校法人

開園日・開園時間：保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定める。

保育所型認定こども園：[児童福祉施設（保育所＋幼稚園機能）]

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えている施設。

設置主体：制限なし。

開園日・開園時間：日曜・祝日以外、1日11時間開園することを原則とし、就労の状況等の地域の実情に応じ、各施設の判断で弾力的に運用することを可能。

地方裁量型認定こども園：(幼稚園機能＋保育所機能)

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を備えている施設。

設置主体：制限なし。

開園日・開園時間：保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定める。